

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 4 月 1 日現在

機関番号：17201

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730048

研究課題名（和文） 失業時生活保障における就労自立支援の権利構造  
-イギリス法を素材として

研究課題名（英文） Structure of right of support independent living during Unemployment

研究代表者

丸谷 浩介 (MARUTANI KOSUKE)

佐賀大学・経済学部・教授

研究者番号：10310020

研究成果の概要（和文）：

日本における支援を受ける権利は、社会保障給付と不可分である。このため、法システムと学説上の法体系ではこれらを渾然一体のものと認識してきた。これに対し、イギリスの支援を受ける権利は、社会保障給付とは別個のものとして構築されている。イギリスでは契約類似のものと観念するため、支援につながりやすい。しかしそれには濫用の危険性がつきまとう。

研究成果の概要（英文）：

The right of support is inalienable part of social security benefits in Japan. Compared with this, UK's system is handled separately. UK law has a characteristic of contract of support, so it is useful for the beneficiaries. However, it has a propensity for benefit abuse.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	700,000	210,000	910,000
2011 年度	700,000	210,000	910,000
2012 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：社会保障法

### 1. 研究開始当初の背景

失業時の所得保障は、制度的に雇用保険法による求職者給付の基本手当、生活保護法による扶助に大別することができた。急速に悪化する失業情勢にあつて、我が国では両制度について三点の重要問題があつた。

第一に、正社員の短期失業を所与のものとして制度を構築してきた雇用保険制度が、失業時の生活保障としての機能を著しく低下させていることである。これには、社会保障制度としての雇用保険制度が、正社員中心の労働市場形成過程と同時期に形成されてきたことと関係が深い。

第二に、長期失業者と就労経験の少ない若年者が増加しており、これらの者が社会的に排除された状態にあることから、所得保障制度からも排除されていることである。所得保障と就労支援が不可分のものとして発展してきたわが国の法システムにあつては、所得保障を受けない者に対する（再）就職支援のシステムが権利の構造として不十分であつたことが主たる原因である。このことによつて、労働市場への参入が依然として困難な状況に直面していることである。

第三に、就職困難者の生活保障と自立支援機能を担うべき生活保護制度が、制度的硬直

性の故に十分にその機能を発揮できない現状にあることである。典型的には、一時的貧困状態から脱して就労による自立を図ろうとしても、保護の補足性原理によって自立の芽を摘まれた状態になっていることが少なくなく、それによって自立を困難にさせるだけでなく、生活保護制度の利用を躊躇わせる効果を持つのである。これには、生活保護制度が労働市場から永続的に排除されている者を対象とするいわば残余システムとして機能してきたことと無関係ではない。

研究開始当時は、雇用保険制度と生活保護制度との間に、失業扶助制度を導入すべきであるとの意見がみられた。この議論には、社会保障給付の受給要件に就労関連活動を行うことを義務づけるべきとの見解が支配的であった。イギリスでもこのような観点から制度設計が行われてきたが、イギリス法では受給要件としての位置付けよりはむしろ、求職者の就労自立支援の権利といった視点から制度構築されているのではないかとの関心事から、かような観点からイギリス法を研究することで日本法へ示唆を得ようとした。

## 2. 研究の目的

雇用形態の多様化と急速な失業情勢の悪化により、失業時の所得保障の重要性がかってないほどに高まってきている。他方で、失業時生活保障におけるセーフティネット機能の脆弱性が指摘され、失業時生活保障制度の再構築は急務の課題である。本研究は、我が国の①雇用保険法、②生活保護法、イギリスの③保険給付としての求職者給付、④社会扶助給付としての求職者給付について、生活保障と再就職支援を検討することにより、日本法の再構築への必要な検討を加えることを目的とした。

より具体的には、①イギリスにおける失業時所得保障制度の史的展開を検討し、②イギリスにおける失業時所得保障の法的構造と就労支援の法的構造を解明し、③イギリスにおいて就労支援を受ける権利がいかに観念されているのかを検討する。これによって、④イギリスにおける労働権と求職者の権利についての知見を得て、それをもとに⑤日本における失業時の生活保障と就労支援の法体系について検討する。さらには、⑥日本において「失業」時の権利として法の構造を把握するのではなく、⑦「求職」時の権利として観念することが適当であるとの仮説の下に、法の体系として検討することを目的とした。

## 3. 研究の方法

平成22年度においては、イギリス失業保険関連法についての立法史研究に従事した。

20世紀初頭の失業法から失業保険法、失業扶助法へと展開した過程を確認し、その後の展開を主として求職関連活動要件を鍵にして立法政策と裁判例の研究を行った。その結果、社会経済動向、政治政策の選択結果によって時代に応じた立法政策が展開されているけれども、司法判断の指針がそれほど大きくかわるものではなく、求職者の権利として保障すべき内容については裁判所が独自の機能を担ってきたことがわかった。

これに加え、現代のイギリス求職者法が規定する求職活動につき、受給者のみからその世帯員まで義務づけが拡大してきている背景について検討した。これは「福祉から就労へ」をスローガンとする政策動向と、世帯から個人単位化を進める社会保障制度の変革に合致した、受給要件の厳格化に見られるものであるが、「就労すること」と「世帯」のあり方の両者につき再検討を必要としているとの議論がある。

平成23年度は、イギリス求職者法が求める求職活動要件について、①公共職業紹介所が提供する職業紹介について、それを受給者が拒否した場合の取扱いについて、②職業訓練等の受講を指示された求職者が、これを拒んだ場合の取扱いについて、③自発的な離職の事例に分け、その立法史と裁判例の動向、労働権と受給権との間でいかなる議論が学説で展開されていたのかを検討した。

①については、時代に応じた法改正がなされているものの、労働者の権利の視点から、公共職業安定所が提供する求人の内容についての制限が加えられ、さらにはそれを求職者が拒否する場合の正当事由の有無、という二つの判断方法によって、求職者の権利が確保されてきたということが出来る。

②については、積極的労働市場政策のあり方自体が、時の政権や外部労働市場のあり方によって規定されているところがあるけれども、求職者が訓練を受ける権利として議論するのよりはむしろ、拒否の正当事由（自由権の保障）という観点で議論することが多い。それは、元来職業訓練というものが労働契約のような、労働と賃金との双務契約関係にあるのではなく、教育という一方的な関係にあることから、受講者にとって苦役を強いる側面があることを否定できない、という職業訓練の性格に由来するように思われる。

③については、わが国の失業者で雇用保険給付（求職者給付の基本手当）受給者割合が少ないことの最大の理由が、自己都合退職による給付制限に求められることを着眼点とした。イギリスにおける自己都合退職の議論は、労働契約終了の法規制の問題として議論されることが多いように見受けられた。辞職か解雇か、あるいは合意解約か、という論点は、労働法学においては不公正解雇補償など

の議論に結びつくものであるのだが、求職者給付の受給要件との関係でこの問題を議論するには、公法上の要保障事故として議論することが適切である。すなわち、私法上は労働者の辞職として扱われたとしても、公法上はこれと別の法目的を持つのであるから、表面上は類似した判断をすることも、その根底には大きくことなる価値判断がある。これによって、求職時の生活保障という側面から、法体系を構築することができるように思われた。

平成 24 年度は、平成 22 年度と 23 年度の研究成果を受け、労働権と社会的包摂という観点から、求職者の権利を構想した。その結果、イギリス法の議論に着想を得て、日本法において労働法と社会保障法の両方に重畳する領域として「求職者法」を構想すべきことを主張した。

すなわち、イギリスにおける求職者の権利は、所得保障給付を受ける権利と自立支援を受ける権利とが別個のものとして観念されており、その権利の内実には、求職者が個人として尊重されるべき自由権が保障され、発展する権利として観念することができる。もちろん、求職者の自由権と、所得保障給付を受給するための就労関連活動に関する要件とでは、衝突する場面が少なくない。それでも、両者の調整については判例法上の確立した原則があり、それは時の立法政策動向によってそれほど左右されるものではない。このような求職者の権利からすれば、求職者が求める労働が、たんに労働契約という双務契約において、契約上の労働義務ということだけに意味を持たせるのではなく、労働それ自体が求職者の自己実現に不可欠で、個人を尊重するうえで貴重な法的価値を有するものとして観念しなければならない。労働をそのようなものとしてみると、ワークフェアであるとか、福祉から就労へ、という、手段としての労働観からは、脱却した法体系を構築する必要があるものに思われた。

このような視点に立ち、わが国における求職者法の構想は、労働市場から疎外されている、ないし疎外されようとしている、あるいは市場参入に多大な阻害要因を抱える者にたいし、いかなる権利の体型として構築するのか、ということが課題になる。具体的には、就労経験の乏しい者、長期失業者、部分失業者（長期安定的雇用を望むけれどもそれが実現できない労働者。多くが生活の安定を目的とした労働移動を希求している）が、その対象となる。これらに対し、従来の労働法学や社会保障法学では、個別の政策の是非を論ずることがあったとしても、法と権利の体系から論ずることがなかったように思われる。

本研究では、これらの領域に関する「求職者法」という法体系の構築を試みるに至った

のである。

#### 4. 研究成果

##### 【研究の主な成果】

- (1) イギリスにおける失業給付法制・求職者支援法制の史的展開
- (2) イギリスにおける求職関連活動と社会保障給付受給権の関係
- (3) 日本の生活保護法と雇用保険法における求職関連活動の位置付け
- (4) 新設された特定求職者支援法の法的構造

##### 【得られた成果の位置付けとインパクト】

労働法学会及び社会保障法学会において、求職者をめぐる法の体系をいかに構想すべきかについて、議論を喚起させることができた。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

##### 【主要業績】

##### ① 雑誌論文 [計 16 件]

- (1) 丸谷 浩介；生活保護法 63 条による費用返還；2013 年 01 月 週刊社会保障 NO. 2710, 44-49 頁、査読なし
- (2) 丸谷 浩介；イギリスにおける年金支給開始年齢の引き上げと「定年制」の廃止；2012 年 12 月 海外社会保障研究 NO. 181, 17-28 頁、査読なし
- (3) 丸谷 浩介；生活保護受給要件としての利用し得る能力の活用—新宿七夕訴訟（東京高判平 24・7・18）；2012 年 10 月 法政研究（九州大学法政学会）VOL. 79, NO. 1=2, 151-164 頁、査読なし
- (4) 丸谷 浩介；職業訓練受講拒否を理由とする失業給付の給付制限；2012 年 03 月 佐賀大学経済論集 VOL. 44, NO. 4, 81-101 頁、査読あり
- (5) 丸谷 浩介；職業紹介拒否を理由とする失業給付の給付制限—イギリスにおける判例法理の展開；2012 年 03 月 佐賀大学経済論集 VOL. 44, NO. 6, 83-103 頁、査読あり
- (6) 丸谷 浩介；時の法律：職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律；2011 年 10 月 ジュリスト NO. 1430, 45-51 頁、査読なし
- (7) 丸谷 浩介；【判例評釈】自動車保有を理由とする生活保護廃止処分に対する国家賠償請求が否定された事例；2011 年 08 月 経済論集（佐賀大学）VOL. 44, NO. 2, 31-49 頁、査読あり
- (8) 丸谷 浩介；生活保護法研究における解釈論と政策論；2011 年 05 月 社会保障法研究 NO. 1, 139-164 頁、査読なし
- (9) 丸谷 浩介；イギリスにおける求職者支援法の展開；2011 年 03 月 季刊労働法 NO. 232, 65-77 頁、査読なし

(10) 丸谷 浩介 ; 世帯単位の失業給付 ; 2010年11月 『週刊社会保障』 NO. 2606, 42-47頁、査読なし

(11) 丸谷 浩介 ; 日本における新たな就労支援の方向—連続と断絶、第二のセーフティネットにおける就労支援— ; 2010年04月世界の労働 VOL. 60, NO. 4, 22-28頁、査読なし

②図書 [計7件]

(1) 丸谷 浩介 ; 失業労働法の今日的意義—求職者法試論— ; 2013年01月 良永彌太郎・柳澤旭編『労働関係と社会保障法』(法律文化社) 107-148頁

(2) 丸谷 浩介 ; 長期失業者に対する雇用政策と社会保障法 ; 2012年07月 日本社会保障法学会『新・講座 社会保障法 3 ナショナルミニマムの再構築』 255-271頁

(3) 丸谷 浩介 ; イギリスの「福祉改革」に学ぶ生活保障と就労支援 ; 2012年07月大阪弁護士会編『貧困問題がわかる 3 世界の貧困と社会保障—日本の福祉政策が学ぶべきもの』(明石書店) 75-112頁

(4) 丸谷 浩介 ; 失業給付における自発的な離職 ; 2011年08月 有田ほか編『社会法の基本理念と法政策—社会保障法・労働法の現代的展開—』118-135頁

(5) 丸谷 浩介 ; 雇用保険法 ; 2010年05月河野ほか編『社会保険改革の法理と将来像』(法律文化社) 108-115頁

(6) 丸谷 浩介 ; 社会保険における義務と履行強制 ; 2010年05月 河野ほか編『社会保険改革の法理と将来像』(法律文化社) 167-172頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

丸谷 浩介 (MARUTANI KOSUKE)

佐賀大学・経済学部・教授

研究者番号 : 10310020